

Client Alert

27 December 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



末富 純子
パートナー
+81 3 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



小原 万実
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9539
mami.ohara@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

RCEP: 2022年1月1日発効

ASEAN加盟10か国、及び中国、ニュージーランド、オーストラリア、日本、韓国の非ASEAN加盟5か国を加盟国とする、WTOを除く世界最大の地域自由貿易協定である「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が、11月にオーストラリアとニュージーランドが批准プロセスを終えたことにより、2022年1月1日に発効することとなった。

物品及びサービス貿易、人の移動、投資、知的財産、電子商取引、競争、政府調達及び紛争処理に関する合計20章からなるRCEPは、世界人口の概ね30パーセントを代表する参加国に対し、新たな貿易及び投資の機会を創出するものである。

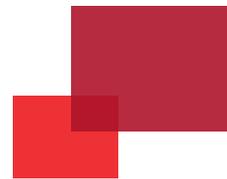
RCEP 批准プロセスのタイムライン

RCEPは、その批准書、受諾書又は承認書を寄託した加盟国のうち、少なくとも6のASEAN加盟国及び3の非ASEAN加盟国がRCEPを批准した日より60日を経過した日から、それぞれ当該加盟国について効力が発生する。

2021年11月3日にASEAN事務局は、最初に批准した6のASEAN加盟国及び4の非ASEAN加盟国（※12月3日に韓国が国内批准プロセスを完了し、現在は5か国）から批准書、受諾書又は承認書の寄託を受けたことにより、RCEPが2022年1月1日に発効する旨を発表した。

批准状況	ASEAN加盟国	ASEAN加盟国以外の国
批准済	シンガポール ブルネイ タイ ラオス カンボジア ベトナム	日本 中国 韓国 ニュージーランド オーストラリア
未批准	マレーシア インドネシア フィリピン ミャンマー	

加盟国は、2022年の早い時期に協定の完全かつ効果的な実施を図るための堅固な基盤を構築するため、RCEPの技術的・制度的な側面における必要な準備作業を継続する。



未批准国の状況

マレーシアは、RCEP を批准するために必要な法整備を完了するための取組を強化している。マレーシア貿易大臣は、2021 年末までにマレーシアが RCEP を批准する旨を表明した。

フィリピンは、2021 年中を目途に批准プロセスを完了するための努力を行っている。フィリピン大統領は、2021 年 9 月に RCEP 批准のために必要な文書を承認し、適時のタイミングで上院においても議決がなされる予定である。インドネシアについては、政府は速やかに RCEP を批准する意思を示している一方、コロナ対応を始めとするより切迫した国内問題への対応により、プロセスが大幅に遅延している。最後に、ミャンマーについては、本年の政治クーデター以降、批准時期を明確に示す動きは見られていない。

RCEP 発効に備えて企業は何をすべきか？

RCEP が 2022 年の早い時期に発効することになったことを踏まえ、企業は、下記を含め、RCEP が提供する便益の活用を図ることができるかどうかについて検討を行うべきである。

- 関税プランニング：RCEP は、概ね 92 パーセントの原産品に対し各加盟国が賦課する関税を 20 年に渡り撤廃又は削減することを目指している。特に、日本、中国及び韓国に関連するサプライチェーンを有する企業については、RCEP が当該 3 か国間で自由貿易関係を確立する最初の協定となることに留意すべきである。
- サプライチェーンのさらなる最適化：RCEP は、既存の ASEAN + 1FTA を、それ以外の非 ASEAN5 か国によって更に強化するものであり、累積ルールを通じて域内の付加価値要件をより容易に満たすことを可能とする。そのため、企業はより多くの調達オプションを享受することができるとともに、15 の加盟国における製造プロセスの最適化について、より柔軟性を持つことができるようになる。
- 非関税障壁撤廃の恩恵の享受：加盟国間の輸出入に関する非関税措置は、WTO 協定又は RCEP に基づく権利及び義務に従う場合を除いて、RCEP に基づき禁止される。クォータ制又はライセンス付与による数量制限は、原則廃止される。
- 貿易円滑化措置の利用：RCEP は、認定輸出業者による原産地申告の手続、輸出入及び許可手続の透明性、事前教示制度、速やかな通関手続及び急送品の迅速な通関、税関業務を支援するための IT インフラの使用、認定事業者に対する貿易円滑化措置を含む、貿易円滑化及び透明性に関する措置を定めている。特定国の間の貿易においては、既存のいくつかの ASEAN + 1FTA（例：中国 ASEAN・FTA）においては認められていない自己証明制度のオプションが導入されたことにより、更なる貿易円滑化を期待することができる。